

一般顧客から除かれる者を指定する件

(平成十九年八月十七日金融庁・財務省告示第一号)

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十八条の五第五号の規定に基づき、一般顧客から除かれる者を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

- 一 日本銀行
- 二 預金保険機構
- 三 農水産業協同組合貯金保険機構
- 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構
- 五 外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者